

八代市議会臨時会議案

(令和 8 年 5 月 1 5 日招集)

目 次

議案第46号	専決処分の報告及びその承認について
議案第47号	専決処分の報告及びその承認について
議案第48号	専決処分の報告及びその承認について
議案第49号	専決処分の報告及びその承認について
議案第50号	専決処分の報告及びその承認について

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 8 年 5 月 15 日提出
八代市長 小野 泰 輔

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日
八代市長 小野 泰輔

記

令和7年度八代市一般会計補正予算（第15号）

令和 7 年 度

八 代 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

(第 15 号)

専決第2号

令和7年度八代市一般会計補正予算(第15号)

令和7年度八代市の一般会計補正予算(第15号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,100千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 90,815,700千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月31日専決

八代市長 小野泰輔

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市税		16,722,924	△30,600	16,692,324
	1 市民税	6,370,000	△27,700	6,342,300
	2 固定資産税	8,890,924	△2,900	8,888,024
11 地方交付税		17,736,029	1,129,262	18,865,291
	1 地方交付税	17,736,029	1,129,262	18,865,291
18 寄附金		3,045,300	26,720	3,072,020
	1 寄附金	3,045,300	26,720	3,072,020
19 繰入金		3,697,465	△1,215,282	2,482,183
	1 基金繰入金	3,697,465	△1,215,282	2,482,183
22 市債		14,869,800	95,000	14,964,800
	1 市債	14,869,800	95,000	14,964,800
補正されなかった款に係る額		34,739,082	0	34,739,082
歳 入	合 計	90,810,600	5,100	90,815,700

(単位：千円)

歳 出	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		12,466,679	5,100	12,471,779
	1 総務管理費	10,838,220	5,100	10,843,320
補正されなかった款に係る額		78,343,921	0	78,343,921
歳 出	合 計	90,810,600	5,100	90,815,700

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市庁舎管理運営事業（鏡支所）	3,516
5 農林水産業費	2 林業費	道整備交付金事業	22,130

第3表 地方債補正

1 追加 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
歳入欠かん債	千円 30,600	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
災害廃棄物処理事業	62,500			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
衛生処理センター解体事業	千円 91,400	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 93,300			補正前に同じ

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	16,722,924	△30,600	16,692,324
2 地方譲与税	699,558	0	699,558
3 利子割交付金	7,200	0	7,200
4 配当割交付金	61,000	0	61,000
5 株式等譲渡所得割交付金	110,000	0	110,000
6 法人事業税交付金	295,000	0	295,000
7 地方消費税交付金	3,424,000	0	3,424,000
8 ゴルフ場利用税交付金	9,800	0	9,800
9 環境性能割交付金	71,000	0	71,000
10 地方特例交付金	114,800	0	114,800
11 地方交付税	17,736,029	1,129,262	18,865,291
12 交通安全対策特別交付金	13,373	0	13,373
13 分担金及び負担金	277,896	0	277,896
14 使用料及び手数料	845,864	0	845,864
15 国庫支出金	16,458,073	0	16,458,073
16 県支出金	9,191,023	0	9,191,023
17 財産収入	142,790	0	142,790
18 寄附金	3,045,300	26,720	3,072,020
19 繰入金	3,697,465	△1,215,282	2,482,183
20 繰越金	1,642,515	0	1,642,515
21 諸収入	1,375,190	0	1,375,190
22 市債	14,869,800	95,000	14,964,800
歳入合計	90,810,600	5,100	90,815,700

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	371,890	0	371,890	0	0	0	0
2 総務費	12,466,679	5,100	12,471,779	0	0	0	5,100
3 民生費	28,751,148	0	28,751,148	0	0	0	0
4 衛生費	5,370,714	0	5,370,714	0	64,400	0	△64,400
5 農林水産業費	6,091,227	0	6,091,227	0	0	26,720	△26,720
6 商工費	2,770,496	0	2,770,496	0	0	0	0
7 土木費	6,851,062	0	6,851,062	0	0	0	0
8 消防費	2,872,052	0	2,872,052	0	0	0	0
9 教育費	8,415,597	0	8,415,597	0	0	0	0
10 災害復旧費	3,836,409	0	3,836,409	0	0	0	0
11 公債費	7,611,537	0	7,611,537	0	0	0	0
12 諸支出金	5,381,789	0	5,381,789	0	0	0	0
13 予備費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
歳出合計	90,810,600	5,100	90,815,700	0	64,400	26,720	△86,020

2. 歳入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	5,380,000	△27,700	5,352,300	1 現年課税分	△27,700	均等割
計	6,370,000	△27,700	6,342,300			

(款) 1 市税

(項) 2 固定資産税

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 固定資産税	8,844,665	△2,900	8,841,765	1 現年課税分	△2,900	家屋
計	8,890,924	△2,900	8,888,024			

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	17,736,029	1,129,262	18,865,291	1 地方交付税	1,129,262	
計	17,736,029	1,129,262	18,865,291			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 災害復旧費寄附金	0	26,720	26,720	1 災害復旧費寄附金	26,720	豪雨災害寄附金(8月豪雨)
計	3,045,300	26,720	3,072,020			

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	1,507,336	△1,215,282	292,054	1 財政調整基金繰入金	△1,215,282	財政調整基金繰入金
計	3,697,465	△1,215,282	2,482,183			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生債	100,400	1,900	102,300	2 生活環境債	1,900	衛生処理センター解体事業
9 災害復旧債	2,923,600	93,100	3,016,700	6 歳入欠かん等債	93,100	災害廃棄物処理事業 歳入欠かん債
計	14,869,800	95,000	14,964,800			62,500 30,600

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 文書広報費	201,924	5,100	207,024	0	0	0	5,100	27 繰出金	5,100	特別会計繰出金事業(ケーブル)
計	10,838,220	5,100	10,843,320	0	0	0	5,100			

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高
並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	46,218,129	47,221,518	13,242,300	4,103,237	56,360,581
(3) 衛生債	7,425,586	6,793,823	853,000	778,451	6,868,372
2. 災害復旧債	16,359,641	16,281,994	3,076,500	1,207,598	18,150,896
(1) 単独債	15,254,015	15,006,072	1,614,600	1,176,887	15,443,785
補正されなかった 区分にかかると額	19,463,664	17,564,305	0	1,936,883	15,627,422
合 計	82,041,434	81,067,817	16,318,800	7,247,718	90,138,899

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 8 年 5 月 15 日提出
八代市長 小野 泰 輔

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日
八代市長 小野 泰輔

記

令和7年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）

令和 7 年 度

八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算書

(第 2 号)

専決第3号

令和7年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度八代市のケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和8年3月31日専決

八代市長 小野泰輔

第1表 歳入予算補正

(単位：千円)

歳 入 款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰入金		41,501	5,100	46,601
	1 一般会計繰入金	41,501	5,100	46,601
4 諸収入		29,148	△2,000	27,148
	1 雑入	29,148	△2,000	27,148
5 市債		190,400	△3,100	187,300
	1 市債	190,400	△3,100	187,300
補正されなかった款に係る額		599	0	599
歳 入	合 計	261,648	0	261,648

ケーブルテレビ事業特別会計補正予算に関する説明書

歳入補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	598	0	598
2 繰入金	41,501	5,100	46,601
3 繰越金	1	0	1
4 諸収入	29,148	△2,000	27,148
5 市債	190,400	△3,100	187,300
歳入合計	261,648	0	261,648

2. 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	41,501	5,100	46,601	1 一般会計繰入金	5,100	
計	41,501	5,100	46,601			

(款) 4 諸収入

(項) 1 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	29,148	△2,000	27,148	1 雑入	△2,000	坂本地域支障移転に伴う補償金
計	29,148	△2,000	27,148			

(款) 5 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 ケーブルテレビ事業債	190,400	△3,100	187,300	1 ケーブルテレビ事業債	△3,100	ケーブルテレビ伝送路等設備撤去事業
計	190,400	△3,100	187,300			

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高
並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. ケーブルテレビ施設整備事業債	34,530	25,911	187,300	8,629	204,582
2. ケーブルテレビ施設災害復旧債	38,118	35,160	0	2,960	32,200
合 計	72,648	61,071	187,300	11,589	236,782

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和8年5月15日提出
八代市長 小野 泰 輔

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日
八代市長 小野 泰輔

記

八代市市税条例の一部を改正する条例

八代市市税条例の一部を改正する条例

八代市市税条例（平成17年八代市条例第256号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「、前年中」を「前年中」に、「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」（に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当然公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の

適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円に充たない」を「180万円に満たない」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第 8 1 条の 3 から第 8 1 条の 8 までを削る。

第 8 2 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 3 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 5 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 7 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「施行規則第 3 3 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「施行規則第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「施行規則第 3 3 号の 4 様式」に改める。

第 8 8 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 9 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「直ちに」を「、直ちに」に改める。

第 9 0 条の見出し及び同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 2 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、戦傷病者手帳」を「戦傷病者手帳」に、「受けているもの」を「受けている者」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 9 1 条第 2 項中「第 8 0 条第 3 項ただし書」を「第 8 0 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に、「になった」を「となった」に、「10日」を「15日」に、「同様」を「、同様」に改め、同条第 3 項中「前二項」を「第 1 項又は前項」に、「、返納する」を「返納する」に、「及び」を「又は」に改め、同条第 4 項中「及び」を「又は」に改め、同条第 5 項中「所有しない」を「所有し、若しくは使用しない」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 6 項中「及び」を「又は」に、「標識を」を「その標識を」に、「その旨を直ちに」を「直ちに、その旨を」に、「届出て」を「届け出て」に、「当該」を「、当該」に、「基づく」を「基づく」に改め、同条第 7 項中「及び」を「又は」に改める。

附則第 6 条中「から令和 9 年度まで」を「以後」に改める。

附則第 7 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 7 条の 3 の 2 に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第 1 項中「令和 2 0 年度」を「令和 2 5 年度」に、「居住年が平成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は」を「同法第 4 1 条第 1 項に規定する居住年が」に、「令和 7 年」を「令和 1 2 年」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 7 条の 3 とする。

附則第 7 条の 4 中「又は附則第 2 0 条第 1 項」を「、附則第 1 9 条の 3 第 1 項又は附則第 2 0 条第 1 項」に、「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第17項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第19項とし、同条中第23項を第20項とし、第24項を第21項とし、同条に次の1項を加える。

22 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24

項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- （3）家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第10条の4第1項第1号中「附則第12条の4第1項第3号」を「附則第12条の3第1項第3号」に改め、同条第3項中「特定被災共用土地納税義務者（以下この項）」を「特定被災共用土地納税義務者（第4号）」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1

項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に、「附則第20条第1項」を「附則第20条」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」

に改める部分に限る。)、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定(同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。)並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

- (4) 附則第7条の4の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の八代市市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の八代市市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の八代市市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1

項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の八代市市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前

の例による。

（八代市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 5 条 八代市市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年八代市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「の種別割」を削る。

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 8 年 5 月 15 日提出
八代市長 小野 泰 輔

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日
八代市長 小野 泰輔

記

八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八代市国民健康保険税条例（平成17年八代市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4）子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第9条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.27を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,400円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について50円とする。

第17条及び第18条第2項中「市」を「市長」に改める。

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に、「)並びに」を「)、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号ア中「除く。) 1人について 20,720円」を「除く。) 1人について20,720円」に改め、同号ウ中「除く。) 1人について 6,510円」を「除く。) 1人について6,510円」に改め、同号オ中「除く。) 1人について 10,430円」を「除く。) 1人について10,430円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について980円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について35円

第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号ア中「除く。) 1人について 14,800円」を「除く。) 1人について14,800円」に改め、同号ウ中「除く。) 1人について4,650円」を「除く。) 1人について4,650円」に改め、同号オ中「除く。) 1人について 7,450円」を「除く。) 1人について7,450円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について700円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について25円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア中「除く。) 1人について 5,920円」を「除く。) 1人について5,920円」に改め、同号ウ中「除く。) 1人について 1,860円」を「除く。) 1人について1,860円」に改め、同号オ中「除く。) 1人について 2,980円」を「除く。) 1人について2,980円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について280円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について10円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 210円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 350円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 560円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 700円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の八代市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和8年5月15日提出
八代市長 小野 泰 輔

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和8年4月28日
八代市長 小野 泰輔

記

八代市行政手続条例及び八代市市税条例の一部を改正する条例

八代市行政手続条例及び八代市市税条例の一部を改正する条例

(八代市行政手続条例の一部改正)

第1条 八代市行政手続条例（平成17年八代市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「則り」を「のっとり」に改める。

第3条及び第13条第2項中「適用しない」を「、適用しない」に改める。

第14条第3項中「書面」を「、書面」に改める。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第17条第3項中「「参加人」を「、「参加人」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」を「第15条第3項及び第4項」に、「同条第3項」を「同条第3項及び第4項」に、「「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過した」を「同項中「とき」とあるのは「」に、「掲示を始めた日の」を「、当該措置を開始した日の」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」を「第15条第3項及び第4項並びに」に、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3条」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第33条第2項中「次に」を「、次に」に改め、同条第3項中「これ」を「、これ」に改め、同条第4項中「適用しない」を「、適用しない」に改める。

(八代市市税条例の一部改正)

第2条 八代市市税条例（平成17年八代市条例第256号）の一部を次

のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後にする通知又は公示送達について適用し、同日前にした通知又は公示送達については、なお従前の例による。
 - （1）第1条の規定による改正後の八代市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）
 - （2）第2条の規定による改正後の八代市市税条例第18条

